

入札公告

「交通事故調査業務委託（道整・交付）」について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和6年5月14日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

1 入札に付する事項

- (1) 件名 交通事故調査業務委託（道整・交付）
- (2) 業務の仕様等 別紙「交通事故調査業務委託（道整・交付）仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月27日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処されている者
- (5) 入札参加者は、令和5・6年度有資格者名簿の「地上測量」に掲載されている者であること。
- (6) 入札参加者は、相双建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内（田村市内、田村郡内に限る。）、いわき建設事務所管内に本店又は支店・営業所※を有する者であること。

※ 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて開札日が属する年度において有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、交通事故調査業務委託（道整・交付）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）を、令和6年5月22日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午後5時までに、下記4の(1)に示

す場所に提出（持参）すること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

- (2) 審査結果については、交通事故調査業務委託（道整・交付）一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により送付する。

なお、入札参加資格が確認できなかった場合、入札に参加できないので注意すること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先

郵便番号 9 7 5 - 0 0 3 1 南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地

福島県南相馬合同庁舎 南庁舎 2 階 相双建設事務所総務課内

電話 0 2 4 4 - 2 6 - 1 2 0 8

E-mail sousou.ken.nyusatsu@pref.fukushima.lg.jp

なお、福島県相双建設事務所のホームページから入手することができる。

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書等の配布期間

令和 6 年 5 月 1 4 日（火）から令和 6 年 5 月 2 2 日（水）

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

- (3) 開札の場所及び日時

入札者は以下の場所、日時の入札に必要な書類を持参すること。

南相馬市原町区錦町 1 丁目 3 0 番地

福島県南相馬合同庁舎 南庁舎 4 階 4 0 3 南会議室

令和 6 年 5 月 2 7 日（月）午後 1 時 3 0 分から

- (4) 入札書の提出方法は、開札時に持参するものとし、郵送による入札は認めない。

5 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 1 0 0 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

免除を希望する者は、令和 6 年 5 月 2 2 日（水）午後 5 時までに、入札保証金納付免除申請書（様式 6）を 4（1）に掲げる場所に提出すること。

6 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県相双建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の 1 0 0 分 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 その他

(1) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札結果の公表及び方法について

入札結果の公表は、契約締結後、相双建設事務所ホームページに掲載する。

相双建設事務所ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41370a/>

(5) その他

詳細は、入札説明書による。